10-4 事後調査

10-4-1 事後調査

事後調査については、「発電所アセス省令」第31条第1項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。
- ・工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細 なものにする場合。
- ・代償措置を講ずる場合にあって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償 措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合。

本事業に係る環境影響評価については「10-2 環境保全のための措置」に記載した環境保全措置を確実に実行することにより、予測及び評価の結果を確保できると考えるが、一部の項目については事後調査を実施することとした。事後調査計画は表 10-4-2~表 10-4-3 に示すとおりである。

事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、事業者のホームページにより公表する。

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、追加的な環境保全措置等を講じる。追加的な環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討することとし、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保する。

表 10-4-1(1) 事後調査計画(動物)

区 分		内 容		
	事後調査を行うこととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による 重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られてい るものと評価するが、工事中の騒音等による猛禽類への影響については予測の不 確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。		
動物	調査内容	■調査項目 希少猛禽類の生息状況及びフクロウの繁殖状況に関する調査 ■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査期間 工事中の2月~8月に毎月1回、3日間連続して実施する。 ■調査方法 工事中に、希少猛禽類の飛翔状況について専門的な知識を有している調査員による定点観察調査を実施し、生息状況及び繁殖状況を記録する。また、特にミサゴ及びフクロウの繁殖状況に関しては、現地踏査による営巣地探索調査により繁殖の有無を確認する。また、営巣地が特定された場合は、調査圧による人為的影響を考慮して営巣地から離れた箇所に地点を設け、目視観察により繁殖状況を把握する。なお、営巣地が特定されなかった場合は、生息状況調査に移行し、生息の有無を確認する。		

表 10-4-1(2) 事後調査計画(動物)

区分内容				
	<u></u>			
	事後調査を行う こととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による 重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られてい るものと評価するが、施設の稼働による猛禽類への影響については予測の不確実 性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。		
動物	調査内容	■調査項目 希少猛禽類の生息状況及びフクロウの繁殖状況に関する調査 ■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査期間 施設の稼働後の2月~8月に毎月1回、3日間連続して実施する。 ■調査方法 施設の稼働後に、希少猛禽類の飛翔状況について専門的な知識を有している調査員による定点観察調査を実施し、生息状況及び繁殖状況を記録する。また、特にミサゴ及びフクロウの繁殖状況に関しては、現地踏査による営巣地探索調査により繁殖の有無を確認する。また、営巣地が特定された場合は、調査圧による人為的影響を考慮して営巣地から離れた箇所に地点を設け、目視観察により繁殖状況を把握する。なお、営巣地が特定されなかった場合は、生息状況調査に移行し、生息の有無を確認する。		

表 10-4-1(3) 事後調査計画(動物)

区 分		内 容			
	事後調査を行うこととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、改変による生息環境の減少・喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。			
動物	調査内容	■調査項目 ポイントセンサス調査(一般鳥類調査) ■調査地域 対象事業実施区域 ■調査地点 準備書に記載したポイントセンサス調査地点を含め、風力発電機からの離隔距離 (例:ヤード部と風力発電機から 250m、500m などの離隔)を基本として、環境類型 区分ごとに3地点とする。 ■調査範囲 各ポイントから半径 50m ■調査期間 稼働後1年間の中で、4季に3回(早朝、午前中、夕刻前)実施する。 ■調査方法 専門的な知識を有している調査員によるポイントセンサス調査を実施し、稼働後1年間の鳥類の生息状況を記録する。その結果を踏まえ、施設稼働前と施設稼働後との定量的な比較を実施する。 ■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。			

表 10-4-1(4) 事後調査計画(動物)

区 分		内 容		
	事後調査を行う こととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、改変による生息環境の減少・喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。		
動物	調査内容	■調査項目 ラインセンサス調査(一般鳥類調査) ■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査地点 準備書におけるラインセンサス法による調査ルート ■調査範囲 各ラインの片側 25m 程度の範囲 ■調査期間 稼働後 1 年間の中で、4 季に実施する。 ■調査方法 専門的な知識を有している調査員による、ラインセンサス調査を実施し、稼働後 1 年間の鳥類の生息状況を記録する。その結果を踏まえ、施設稼働前と施設稼働後との定量的な比較を実施する。 ■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。		

表 10-4-1(5) 事後調査計画(動物)

区分		内 容			
	事後調査を行うこととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。			
動物	調査内容	■調査項目 ガン類、ハクチョウ類及び希少猛禽類を中心とした渡り鳥の移動経路の調査 ■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ※調査地域は、渡りの通過状況や出現状況に応じて適宜拡大する。 ■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査期間 渡り期間である春季3月~5月、秋季9月~11月及び越冬期の12月~2月までの期間とする。 ■調査方法 対象事業実施区域の周辺に、定点観察地点を設定し、8倍~10倍程度の双眼鏡及び倍率20~60倍程度のフィールドスコープを用いて鳥類(ガン類、ハクチョウ類及び希少猛禽類主体)の移動状況(種名、個体数、飛跡コース、飛翔高度、確認時間等)を確認し、野帳に記録する。(調査は各月1回で連続3日間実施する) ■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 有識者に相談した上で、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討する。			

表 10-4-1(6) 事後調査計画(動物)

区 分	内 容
事後調査を行うこととした理由	■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。 ■調査項目 バードストライク・バットストライクに関する調査
動物	■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査地点 風力発電機の配置箇所及びその周辺 ■調査期間 稼働後1年間とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。 ■調査方法 バードストライクに関しては、現地踏査を実施し、「鳥類等に関する風力発電が設立地適正化のための手引き」に基づきバードストライクの有無を確認し、普通程を含めたすべて種を対象として衝突事例の整理を行う。また、バットストライクな確認された場合も同様に記録する。なお、重要な種に関しては、適宜、関係機関が関係部署への報告または届出を行う。調査範囲は、地上からブレード先端までの長さを調査半径とする円内とし、全型数を対象とする。調査間隔は、渡り鳥の飛来期間である秋季9月~11月、春季月~5月までとし、週1回の頻度で実施する。その他の6月~8月、12月~2月での期間についても週1回の頻度で実施する。その他の6月~8月、12月~2月での期間についても週1回の頻度で実施する。その他の6月~8月、12月~2月での期間についても週1回の頻度で実施する。その他の6月~8月、12月~2月での期間についても週1回の頻度とするが、古い死骸はスカベンジャー(カラスやキツネなど)に持ち去られる可能性が考えられるため、原則、専門調査員による詳細調査とする。ただし、事後調査以降においても保守管理の際に確認を行う計画であり、調査に慣れる必要があることから、毎月1回は保守管理の人間が調査を実施(初めの数回は専門の調査員が同行し、指導する。)する。死骸発見時の対応として、基本的に以下のフローに基づき連絡、報告を行う。後実事例の整理に際しては、普通種も含めた全ての種を対象とする。
的用音化力柱	墜落個体(死骸)確認 ● 一

表 10-4-2(1) 事後調査計画(植物)

ものの、改変により一 ビネ属の一種)が存在 本の定着については不 本の定着については不 から工事中を想定)
ビネ属の一種)が存在 本の定着については不 「(案)を参照)
本の定着については不
〕(案)を参照)
。その際、専門家への
の必要があると判断し
告書として報告する。
機関へ報告する。
期などで調査を実施す
手法 2007 改訂版第 3
デム 2007 战 前 版
は 100 /0 0 八百/目 平 0 7 桁
ーキングを実施し、移
インノと天地し、19
び台木の準備)
し、保管する。また、
「定を行う。
こよる倒木、枝折れを
る。掘り取りの大きさ
株の乾燥を防ぐため、
及体 巣 () () () () () () () () () () () () ()

表 10-4-2(2) 事後調査計画(植物)

	区分	内 容		
	,- ,-	③植え付け ・移植先を地拵えし、雑草や枯れ枝を除去する。 ・掘り取り株よりやや大きめの植穴を掘り、移植株を静かに置く。 ・水ぎめをしながら植穴を掘った土などで客土を行う。また、周辺の落ち葉なども被せる。(移植先によって十分な水が用意できない場合は客土のあとに灌水を行う。)		
		3. 移植時期 ミチノクナシ、エビネ属の一種とも、個体に影響が小さいとされる休眠期(冬 季)に実施する。		
植物	調査内容	■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じ ることとする。		
		注:ミチノクナシ及びエビネ属の一種の移植方法や移植時期については、以下の 資料を参考にした。 「ミチノクナシの移植作業とは?」(国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム 統合管理事務所 HP) 「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版第3巻」(平成19年 財団法人道 路環境科学研究所) [植物48]エビネの移植:一般国道289号(甲子道路)		
		■事後調査報告 移植後、2 年間のモニタリング調査を実施し、調査結果を事後調査報告として公開する。		

表 10-4-3 事後調査計画(生態系)

区分		内 容		
	事後調査を行う こととした理由	■生態系のノスリを注目種とした予測評価結果が妥当であるかを判断するために、 ノスリの餌種であるネズミ類及びモグラ類の捕獲調査を実施する。		
生態系	調査内容	■調査項目 ノスリの餌種に関するネズミ類及びモグラ類の捕獲調査 ■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ■調査地点 準備書における餌資源調査地点のほか、耕作地2地点を追加した地点とする。 ■調査方法 各地点にシャーマントラップ20個、ピットフォールトラップ15個を1晩設置し、捕獲された種を記録し、記録後放獣する。 ■調査期間 5月及び7月に実施する。 ■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。		

10-4-2 検討結果の整理

(1) 工事の実施に係る事後調査

1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
影響 安囚	界児安 系	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
工事用資材等の搬出入	窒素酸化物	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づく大気の拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	_
	粉じん等	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化や散水による飛散防止措置等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	
	騒音	実施しない	・予測手法は、科学的知見に基づく「ASJ RTN-Model 2013」による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	_
	振動	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	_

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
影響安 囚	界児安 糸	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
建設機械の稼働	窒素酸化物	実施しない	・予測手法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」 (平成12年 公害研究対策センター)に基づく大気 の拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算であ り、予測の不確実性は小さいものと考えられる。ま た、工事量の平準化や低排出ガス型の重機の使用等 の実効性のある環境保全措置を講じることから、事 後調査は実施しないこととする。	_
	粉じん等	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、必要に応じて仮設の簡易舗装、敷鉄板、砕石の敷設等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。 ・予測手法は、科学的知見に基づく「ASJ CN-Model 2007」による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、建設機械の稼働台数低減・平準化、低騒音型機械の使用等の実効性のある環	_
	振動	実施しない	境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。 ・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、建設機械の稼働台数低減・平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	_

2) 水質

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
沙音女囚	水光文水	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
造成等の施	水質	実施しない	・予測は、土砂の沈降特性、雨量、流路の傾斜や距離か	
工による一	(水の濁り)		らの理論値であり、予測の不確実性は小さいものと	
時的な影響			考えられる。また、改変面積の最小化、土堤及び沈砂	_
			池の設置等の実効性のある環境保全措置を講じるこ	
			とから、事後調査は実施しないこととする。	
建設機械の	水質	実施しない	・水源井戸のストレーナー位置と風力発電機設置位置	
稼働	(地下水等)		の地層が異なっていること、ボーリング調査結果よ	
			り地下水面が確認されなかったこと、水源井戸の水	
			質が表流水の影響を強く受けており、尾別川の集水	
			面積に対する改変面積は 1.3%程度と少ないことか	_
			ら、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影	
			響は、ほとんど生じないと考えられる。また、水域の	
			改変を行わない、沈砂池の設置等の環境保全措置を	
			講じることから、事後調査は実施しないこととする。	

3) 動物

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
· 京響安囚	界児安糸	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
造成等の施	重要な種及	工事期間中	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による	
エによる一	び注目すべ		動物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られ	
時的な影響	き生息地		ているものと評価するが、工事に伴い希少猛禽類飛	表 10-4-1(1)
	(海域に生		翔状況が変わる可能性があることから、事後調査を	参照
	息するもの		実施する。	
	を除く。)			

4) 植物

影響要因	一种工业	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
永晉安囚	環境要素	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
造成等の施	重要な種及	工事前及び	・地形改変の最小化等の実効性のある環境保全措置を	
エによる一	び重要な群	工事期間中	講じるものの、直接改変により消失する重要種であ	
時的な影響	落(海域に		る2種(ミチノクナシ、エビネ属の一種)が存在する	表 10-4-2(1)
	生息するも		ため、代償措置として移植を実施するが、移植した個	~(2)参照
	のを除く。)		体の定着については不確実性を伴っているため、移	
			植後も生育確認調査を実施する。	

5) 生態系

影響要因 環境	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
必管安囚	垛児安米	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
造成等の施	地域を特徴	実施しない	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による	
工による一	づける生態		植物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られ	
時的な影響	系		ているものと評価することから、事後調査は実施し	_
			ない。	

6) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
於晉安囚	垛児安糸	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
工事用資材	主要な人と	実施しない	・工事の実施に際し、アクセスルートの利便性を確保す	
等の搬出入	自然との触		るため、工事関係車両台数の平準化及び工事工程の	
	れ合いの活		調整等の実効性のある環境保全措置を講じることか	_
	動の場		ら、事後調査は実施しないこととする。	

7) 廃棄物等

B / 488	-m 1-5	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査	:
影響要因	環境要素	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容	£
造成等の施	産業廃棄物	実施しな	・工事の実施に際し、有効利用による処分量の低減等の		
工による一	及び残土		実効性のある環境保全措置を講じることから、事後	_	
時的な影響			調査は実施しないこととする。		

(2) 土地又は工作物の存在及び供用係る事後調査

1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査 時 期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査 内 容
施設の稼働	騒音 低周波音 (超低周波音を含む)	実施しない	・予測は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、住居等からの隔離、低騒音型機種の採用、適切な維持管理による異常音発生抑制等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	_

2) その他の環境

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査	
		時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容	
地形改変及	地形及び地	実施しない	・風力発電機設置位置でのボーリング調査結果から、す		
び施設の存	質(地すべ		べり面が確認できなかったこと、必要に応じて対策		
在	り)		工等の検討を行うことにより、十分影響回避が可能	_	
			であることから、事後調査は実施しないこととする。		
施設の稼働	風車の影	実施しない	・予測は、太陽高度や施設の位置、形状等からの理論値		
			であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。		
			また、施設稼働後に環境監視を行い、苦情の有無等を	_	
			確認し、必要に応じて対策等を検討することから、事		
			後調査は実施しないこととする。		
	電波障害	実施しない	・しゃへい障害及びフラッター障害は発生しないと予		
			測したこと、施設の稼働後、本事業の実施により何ら		
			かの重大な障害が発生した場合には、専門家等から		
			のヒアリングにより、その状況に応じた適切な受信	_	
			対策を検討することから、事後調査は実施しないこ		
			ととする。		

3) 動物

影響要因	環境要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
		時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
地形改変及	重要な種及	稼働後	・環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設	
び施設の存	び注目すべ		の存在、並びに施設の稼働による動物への影響は現	
在、並びに	き生息地		時点において実行可能な範囲内で低減が図られてい	
施設の稼働	(海域に生		るものと評価するが、ミサゴやフクロウの繁殖の有	
	息するもの		無については不確実性が伴っていること、希少猛禽	
	を除く。)		類及び渡り鳥のブレード・タワー等の接近・接触につ	表 10-4-1(2)
			いては、予測の不確実性が伴っていることから、事後	~(6)参照
			調査を実施する。また、改変による生息環境の減少・	
			喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については	
			不確実性が伴っていることから、ポイントセンサス	
			法及びラインセンサス法による事後調査を実施し、	
			風力発電施設稼働前と稼働後の比較を行う。	

4) 植物

影響要因	"	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
影響安 囚	環境要素	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
地形改変及	重要な種及	実施しない	・環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設	
び施設の存	び重要な群		の存在による植物への影響は実行可能な範囲内で低	
在	落(海域に		減が図られているものと評価することから、事後調	_
	生育するも		査は実施しない。	
	のを除く。)			

5) 生態系

影響要因 環境要素		事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
N 音安凶	垛 塊安米	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
地形改変及	地域を特徴	稼働後	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による	
び施設の存	づける生態		生態系への影響は、実行可能な範囲内で低減が図ら	表 10-4-3
在、並びに	系		れているものと評価するが、生態系のノスリを注目	表 10-4-3 参照
施設の稼働			種とした予測評価結果が妥当であるかを判断するた	多炽
			めに事後調査を実施する。	

6) 景観

影響要因	海 松田主	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後	調査
影響安 囚	環境要素	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内	容
地形改変及	主要な眺望	実施しない	・予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォト		
び施設の存	点及び景観		モンタージュ法であり、視覚的に確認でき、予測の不		
在	資源並びに		確実性は小さいものと考えられる。また、風力発電機		
	主要な眺望		の色彩は周辺環境との調和を考慮した彩度を抑えた	-	
	景観		グレーを採用する等の実効性のある環境保全措置を		
			講じることから、事後調査は実施しない。		

7) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	理 培 由 主	事後調査	事後調査を実施することとした理由	事後調査
彩音安凶	環境要素	時 期	もしくは実施しないこととした理由	内 容
地形改変及	主要な人と	実施しない	・風力発電機の色彩は周辺環境との調和を図り、圧迫感	
び施設の存	自然との触		をやわらげるため、彩度を抑えたグレーを採用する	
在	れ合いの活		等の実効性のある環境保全措置を講じることから、	_
	動の場		事後調査は実施しない。	